

## 加古川市子育て世代包括支援センター運営要綱

令和 6 年 4 月 1 日  
こども部長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日に加古川市こども家庭センターが設置されたことに伴って廃止となった加古川市子育て世代包括支援センター設置及び運営要綱に代わり、加古川市こども家庭センターにおいて母子保健や育児に関する相談等を受付する窓口の名称及び運営内容について定める。

### (名称及び位置)

第 2 条 窓口の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称                | 位置                             |
|-------------------|--------------------------------|
| 加古川子育て世代包括支援センター  | 加古川市加古川町北在家2000番地<br>加古川市役所内   |
| 東加古川子育て世代包括支援センター | 加古川市平岡町新在家615番地の 1<br>イオン加古川店内 |

### (業務時間)

第 3 条 センターの業務時間は、加古川子育て世代包括支援センターにあつては午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで、東加古川子育て世代包括支援センターにあつては午前 9 時から午後 5 時 30 分までとする。

### (休業日)

第 4 条 加古川子育て世代包括支援センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の休日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2 東加古川子育て世代包括支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 毎月第 1、第 3 及び第 5 日曜日
- (2) 偶数月の第 2 土曜日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで
- (4) イオン加古川店の休業日

### (職員の配置)

第 5 条 センターごとに、保健師、助産師その他の母子保健に関する専門知識を有する者を 1 名以上配置する。

### (業務の内容)

第 6 条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 母子健康手帳の交付に関すること。
- (2) 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握すること。

(3) 妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと。

(4) 支援プランを策定すること。

(5) 保健医療又は福祉の関係機関と連携調整を行うこと。

(6) その他妊産婦及び乳幼児の保護者等の支援に関すること。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。